

しらとり保育所運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置するしらとり保育所(以下「施設」という。)が保育所を適正に運営するために、松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年松江市条例第44号。以下条例という。)第20条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 施設は、施設を利用する小学校就学前の子ども(以下「所児」という。)及びその保護者に必要な支援を行い、もって一人一人の所児が健やかに成長することができるよう、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7条第3項に規定する保育(以下「保育」という。)を適切に提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

第3条 施設は、次に掲げる運営方針に基づき、保育を提供する。

- (1) 所児の最善の利益を考慮し、所児の安心安全を支える保育所づくりに努めるものとする。
- (2) 家庭との緊密な連携の下に、所児の状況や発達過程を踏まえ、施設における環境をとおして、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 家庭や地域との連携を図りながら、所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。
- (4) 専門的知識、技術及び判断をもって所児を保育し、保護者に対する保育に関する指導を行うため職員の専門性の向上に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
しらとり保育所	島根県松江市内中原町190番地

(施設の利用定員)

第5条 施設の利用定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する人数とする。

- (1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」という。) 50人
- (2) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 25人
- (3) 3号認定子どものうち、生後57日目から満1歳未満までの子ども 15人

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第6条 施設に、次の職員を置く。

- (1) 所長 1人(常勤)
- (2) 副所長 1人(常勤)
- (3) 医師 2人(非常勤)
- (4) 主任保育士 1人(常勤)
- (5) 保育士 23人(常勤17人、非常勤6人)
- (6) 看護師 1人(非常勤)
- (7) 調理員 5人(常勤2人、非常勤3人)
- (8) 事務員 1人(非常勤)

(職員の職務)

第7条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- (2) 副所長は、所長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、業務の総合調整を図る。
- (3) 医師は、所児の心身の健康状態や疾病等を把握するため、定期的に健康診断を行う。
- (4) 主任保育士は、保育士を総括するとともに、地域の子育て家庭に対する支援等を行う。
- (5) 保育士は、保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録その他家庭連絡等の業務を行う。
- (6) 看護師は、所児の健康管理、保健衛生業務等を行う。
- (7) 栄養士は、所児の発達段階と健康状態に応じた献立作成を行う。
- (8) 調理員は、所児の発達段階と健康状態に応じた献立に沿って調理業務を行う。
- (9) 事務員は、庶務事務及び施設内外の環境整備を行う。

(職員の勤務体制)

第8条 職員の勤務体制は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員就業規則(平成12年5月26日規程第3号)の定めるところによる。

第3章 利用の開始及び終了

(利用の開始)

第9条 施設は、松江市から法第27条第1項に規定する特定教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

- 2 所長は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、利用の申込みを行った法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けた保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に対し、この規程の概要、その他保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で保育を提供するものとする。

(利用の終了)

第10条 施設は、所児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 所児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども又は3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、認定要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

第4章 提供する保育の内容及び利用料等

(提供する保育の内容)

第11条 施設は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)に基づき、次の各号に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育 教育・保育給付認定保護者に係る所児に対し、法第20条第3項に規定する保育必要量の範囲内において保育を提供する。
- (2) 食事の提供 食育計画を作成し、乳幼児期にふさわしい食生活の展開と適切な援助の下、食事を提供する。
- (3) その他保育に係る行事等 年齢及び発達段階に合わせ、施設内外の行事及び地域の人々との触れ合いの機会を提供する。
- (4) 延長保育 やむを得ない理由により、第1号の範囲を超えて保育を必要とする場合は、教育・保育給付認定保護者に係る所児に対し、第13条に規定する時間の範囲内において、必要な保育を提供する。
- (5) 一時預かり保育 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は保育の必要性の認定事由に該当する乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を提供する。なお、一時預かり保育を提供する日及び時間その他利用に係る必要な事項は所長が別に定める。

(特定教育・保育を提供する日)

第12条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(特定教育・保育を提供する時間)

第13条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 7時から18時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。なお、月曜日から金曜日までの前段の時間帯以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で延長保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、月曜日から金曜日までの前段の時間帯以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で延長保育を提供する。

(利用料等)

第14条 特定教育・保育を利用した3号認定子どもの保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担（以下「保育料」という。）を支払うものとする。

- 2 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用は、別表第1のとおりとする。
- 3 延長保育の利用に係る費用は、別表第2のとおりとする。
- 4 一時預かり保育の利用に係る費用は、別表第3のとおりとする。

第5章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第15条 保育の提供を行っているときに所児の病状に急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、所長が別に定める対応方針により対応するものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第16条 所長は、非常災害に備え、火災、風水害、地震等の災害に対する消防計画を定め、職員に周知徹底するものとする。

- 2 所長は、前項に規定する消防計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第7章 虐待防止のための措置

(虐待防止のための措置)

第17条 所長は、所児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(事故発生時の対応)

第18条 所長は、所児に対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該所児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 所長は、事故の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

3 前項に規定する委員会についての必要な事項は、所長が別に定める。

(苦情処理)

第19条 保護者等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領（平成21年6月15日要領第4号）の定めるところによる。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための措置)

第20条 所長は、感染症及び食中毒の発生又はまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

2 前項に規定する委員会についての必要な事項は、所長が別に定める。

(嘱託医師)

第21条 施設の嘱託医師は、次の表のとおりとする。

医 師 名	住 所
小竹原医院 小竹原 良雄	島根県松江市大輪町 396 番地
青戸歯科医院 青戸 弘陽	島根県松江市北堀町 225 番地

(秘密保持等)

第22条 所長は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た所児及びその保護者等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

2 所長は、施設が保有する所児及びその保護者等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年5月25日規程第1号）に基づき、適切に管理するものとする。

(地域との連携)

第23条 所長は、施設の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第24条 所長は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程（平成18年3月23日規程第6号）に定める期間保存するものとする。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 条例第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 14 条関係

別表第 1 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	2号認定子どもに係る主食費	月額 1,200円
	土曜日の保育を利用しない場合の主食費	月額 960円
	2号認定子どもに係る副食費 ※但し、年収360万円未満相当世帯と第3子以降 (小学生以下)は免除	月額 5,200円
	土曜日の保育を利用しない場合の副食費	月額 4,160円
行事費	行事に係る費用	実費
保育用品費	個人が使用する保育用品に係る費用	実費

別表第 2 延長保育の利用に係る費用

保育標準時間認定に係る費用

延長時間	世帯の階層区分	金額
18時から19時まで	区分1の世帯	1回あたり 0円
	区分2から4までの世帯	1回あたり 100円
	区分5以上の世帯	1回あたり 300円 (月限度額 5,000円)

保育短時間認定に係る費用

延長時間	世帯の階層区分	金額
7時から8時まで 16時から17時まで	区分1の世帯	1回あたり 0円
	区分2から4までの世帯	1回あたり 20円
	区分5以上の世帯	1回あたり 60円
8時から8時30分まで 16時30分から17時まで	区分1の世帯	1回あたり 0円
	区分2から4までの世帯	1回あたり 10円
	区分5以上の世帯	1回あたり 30円
16時30分から18時まで	区分1の世帯	1回あたり 0円
	区分2から4までの世帯	1回あたり 30円
	区分5以上の世帯	1回あたり 90円

16時30分から19時まで	区分1の世帯	1回あたり 0円
	区分2から4までの世帯	1回あたり 130円
	区分5以上の世帯	1回あたり 390円

※世帯の階層区分は、松江市保育料条例（平成27年松江市条例第10号）別表第2の階層区分による。

別表3 一時預かり保育に係る費用

区分	4時間以内	4時間以上	給食費
3歳未満児	800円（850円）	1,600円（1,700円）	320円
3歳以上児	650円（700円）	1,300円（1,400円）	※弁当の日は100円 （おやつ代として）

※括弧内は、松江市外在住世帯を対象とする。